

## 総務委員会記録

令和8年3月17日(火)  
10時28分～10時35分  
全員協議会室

- 【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、  
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員  
【議長団・委員外議員】澁谷議長、笹田副議長、遠藤議員  
【執行部】三浦市長、砂川副市長  
（総務部）山根総務部長、猪狩人事課長  
（消防本部）赤岸消防長、曾根通信指令課長  
【事務局】森井書記

---

### 【議題】

- 1 同意第2号 浜田市副市長の選任について **【全会一致 同意】**
- 2 同意第3号 浜田市教育委員会教育長の任命について **【全会一致 同意】**
- 3 執行部報告事項  
(1) 損害賠償請求訴訟の経過について **【通信指令課】**  
(2) その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 28 分 開議 ]

○沖田委員長

ただいまから総務委員会を開会する。出席委員は7名で定足数に達している。  
それでは、レジュメに沿って進める。

本委員会に付託された市長追加提出議案 2 件の審査を行う。審査の方法は、執行部から補足説明がある場合のみ、初めに説明を受け、その後、質疑を行う。

採決は、執行部が退席した後に行う。

1 同意第2号 浜田市副市長の選任について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

質疑はないようなので、次に移る。

2 同意第3号 浜田市教育委員会教育長の任命について

○沖田委員長

執行部から補足説明はあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、次に移る。

3 執行部報告事項

○沖田委員長

まず、執行部から提出に至った経緯やポイントを簡潔に説明していただき、その後、委員から質疑を行う。

(1) 損害賠償請求訴訟の経過について

○沖田委員長

執行部から説明をお願いします。

○通信指令課長

消防救急無線デジタル化整備における談合に係る裁判について報告する。

資料を参照されたい。令和2年7月13日に当市が提訴した損害賠償請求の裁判であるが、令和6年10月29日に第1審判決、令和7年9月10日に第2審判決、そし

て、令和7年9月19日に最高裁判所に上告していた。

令和8年3月12日に最高裁判所が上告を棄却するという決定の調書を、顧問弁護士から昨日3月16日に受領したので報告する。

最高裁判所の決定内容については、(14)の項目にある主文「1 本件上告を棄却する」「2 本件を上告審として受理しない」「3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする」という内容になった。

棄却の理由についてであるが、上告については、浜田市の上告理由は事実の誤認や単なる法令違反を主張するものであり、本来の憲法違反や重大な手続に違反はないと判断された。

次に、受理申立てについては、法令の解釈に関する重要事項を含んでおらず、最高裁の判例を用いて審議する対象ではないと判断され、受理しないことが決定したものである。

最高裁判所で棄却されたことにより、第2審判決が確定し、市が受け取る損害賠償金額は932万850円に、平成27年4月20日から支払い済みまで年5分の割合に基づく遅延損害金を加算した金額が、浜田市としての損害賠償金額の認容額となる。

#### ○沖田委員長

それでは、質疑を行う。委員から質疑はあるか。

( 「なし」という声あり )

#### (2) その他

#### ○沖田委員長

その他、執行部、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

執行部からの報告事項のうち、本日、本会議終了後に全員協議会に提出して説明するものについては、本日報告のあった1件について、あらかじめ執行部から全員協議会で報告すると聞いているが、それで良いか。

( 「はい」という声あり )

それでは、そのようにする。

ここで執行部の皆は退席して結構である。

[ 執行部退席 ]

それでは、議案2件の採決に移る。

採決前に、自由討議を行う案件はあるか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、これより執行部提出議案2件について採決を行う。

#### ・同意第2号 浜田市副市長の選任について

本案は、原案のとおり同意することに異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意することに決した。

・ **同意第3号 浜田市教育委員会教育長の任命について**

本案は、原案のとおり同意することに異議ないか。

( 「異議なし」という声あり )

異議なしと認め、全会一致で原案のとおり同意することに決した。

以上で、総務委員会に付託された議案の審査を終了する。

委員長報告については、正副委員長に一任いただき作成後直ちにタブレットに配信することで良いか。

( 「はい」という声あり )

それでは、そのようにする。

以上で総務委員会を閉会する。

[ 10 時 35 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治